

令和6年度第1回
建設生産システム委員会議事録

令和6年9月13日

東京建設会館 4階1号会議室

一般社団法人 全国建設業協会

令和6年度第1回建設生産システム委員会

午後0時17分開会

○田崎事業部長 それでは、少し早いですが、お食事も終わりましたので、会議を始めたいと思います。

本日は御多用のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。食事を終えたばかりで恐縮ですが、ただいまより令和6年度第1回建設生産システム委員会を開催させていただきます。

進行を務めさせていただきます事業部の田崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、本日お配りしています資料の確認をさせていただきます。議事次第、座席表、資料第1から第6までとなっております。資料第1は委員会名簿、資料第2は本日の御講演資料であり、資料第3と第4は専門委員会委員の選任に関する資料です。資料5は事業計画に基づく取組に関する資料でございます、第5-1から第5-12まであります。資料第6はその他の資料となっております。資料は以上でございますので、御確認をお願いいたします。資料の欠落等ございましたら、議事途中でも遠慮なく事務局にお申しつけください。

続きまして、事務局より、新たに委員就任いただいた皆様の御紹介をさせていただきます。

資料第1として委員名簿をおつけしておりますので、御覧ください。

新たな委員について、読み上げで御紹介をさせていただきます。

新潟県建設業協会、福田委員、本日は欠席でございます。

愛知県建設業協会、高柳委員、本日は代理としまして愛知県建設業協会土木委員会委員長の大村様に御出席いただいております。

三重県建設業協会、田村委員。

鳥取県建設業協会、山根委員、本日は欠席でございます。

沖縄県建設業協会、津波委員でございます。

以上、5名の委員が今回新たに就任いただきました。

なお、建設生産システム委員会委員16名のうち、本日は9名の御出席をいただいております。全建委員会規程第6条第3項にある委員の過半数以上の出席を満たしておりますため、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

また、今回、事務局におきまして人事異動がありましたので、御紹介させていただきます。

事業企画課長の三浦でございます。

事業第一課長の本多でございます。

それではまず、議事(1)当委員会の委員長及び副委員長の選任を行いたいと存じます。

今回、改選後初めての開催ですので、現在、委員長、副委員長ともに空席となっております。資料第1の委員会規程を御覧ください。全建の委員会規程第5条第1項で、委員長は委員の中から互選により決定することとなっておりますけれども、事務局としましては、前期まで当委員会の委員長をお務めいただきました宮城県建設業協会の千葉委員に引き続き委員長をお願いしたいと考えております。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田崎事業部長 ありがとうございます。御異議がないようですので、千葉委員に委員長をお願いしたいと存じます。千葉委員、御承諾いただけますでしょうか。

○千葉委員 はい、承知いたしました。委員の皆様の御協力をいただきながら、委員会の運営が有意義なものとなるよう努めてまいりたいと存じます。

○田崎事業部長 ありがとうございます。それでは、千葉委員は委員長席への御移動をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、千葉委員長より御挨拶をいただきたいと思います。千葉委員長、よろしく願いいたします。

○千葉委員長 ただいま皆様から御推挙いただき、委員長を仰せつかることになりました千葉でございます。皆様に御協力いただきながら、本委員会の運営を有意義なものとしてまいりたいと存じますので、本年度もよろしく願いをいたします。

委員会の開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ皆様にはお集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず、先々週発生した台風10号で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。そして、発災直後から懸命に復旧活動を担っておられる各県の建設業協会並びに関係者の皆様にも深く敬意を表します。

元日に発生した能登半島地震以降、震度5弱以上の地震が頻発し、8月8日には、宮崎県日向灘地震では初の南海トラフ地震臨時情報が発表されました。加えて、先般の台風10号、それに伴う線状降雨帯の発生など、全国各地で自然災害が頻発しております。災害が発生するたびに地方の建設会社の皆様が昼夜を問わず懸命な復旧活動を行っており、地域建設業の存在意義が一段と高まっています。ただ、今後も継続して災害の復旧復興や道路除雪の最前線に立ち、地域の守り手として、また、地域経済、雇用を下支えするインフラ整備の主体として社会的使命を果たしていくためには、事業量の安定確保はもちろん、働き方改革、処遇改善、生産性向上への取組を強化し、魅力ある新4K産業を実現しなければなりません。当委員会では引き続き、ICT施工、BIM/CIMの普及、DXの推進など、建設生産システムにおける生産性の向上に関する課題に発注者と連携してしっかりと取り組んでいく必要があります。本日は専門委員会委員の選任や、今年度の事業計画に関する取組、報告などの議事を予定しておりますけれども、皆様におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくいたします。

また、この後、国土交通省大臣官房参事官、施工企画室長の森川様に「i-Construction 2.0～建設現場の省人化を目指す3つのオートメーション化～」と題し御講演をいただくこととなっております。

それでは、限られた時間ではございますけれども、有意義な会議となりますよう、御理解と御協力をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○田崎事業部長 千葉委員長、ありがとうございました。

続きまして、副委員長の指名についてですが、全建の委員会規程第5条第3項で、委員長は副委員長を指名することができると規定されております。千葉委員長、どなたか御指名いただけますでしょうか。

○千葉委員長 それでは、本日は欠席でございますけれども、前期でも副委員長を務めていただいた、京都府建設業協会の小崎委員を指名したいと思いますけれども、いかがでござ

いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田崎事業部長 ありがとうございます。ただいま千葉委員長より、副委員長として京都の小崎委員の御指名がございました。小崎委員は本日御欠席のため、後日、事務局より本人に確認の上、改めて皆様に御報告をさせていただきます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、千葉委員長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○千葉委員長 それでは、早速でございますけれども、議事に進めさせていただきたいと思っております。

議事(2)国土交通省大臣官房、施工企画室の森川室長様より、「i-Construction 2.0～建設現場の省人化を目指す3つのオートメーション化～」と題しまして、御講演をいただきます。

それでは、森川室長、よろしく願いいたします。

○森川室長 皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、大臣官房、イノベーション担当参事官のグループにおります、施工企画室長の森川でございます。本日、このような講演の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。また、全国建設業協会の皆様方におかれましては、日頃より国土交通行政に対しまして御支援をいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど委員長からもありましたけれども、災害は非常に頻発しております。年初めから能登で地震がありましたし、先日につきましては、台風8号、10号という形で、全国的に大きな被害を及ぼしております。また、南海トラフ地震の臨時情報というものも初めて出まして、業界の皆様方にはいろいろ対応に追われたことがあったかと思っております。国土交通省としても初めてのことでありまして、今、いろいろと振り返りという形で、どうするべきだったのかということ、また、これからどうしていくべきかということを検討しているところでございますので、引き続き御支援いただければと考えてございます。

i-Construction 2.0ということで、本日はイノベーション担当参事官、私の上司の森下がいろいろなところで説明させていただいているかと思っております。本日も森下に御案内をいただいていたところなのですけれども、現在、ヨーロッパのほうに調査に行つてござ

いまして、デジタルトランスフォーメーションの話ですとか、あるいはグリーントランスフォーメーション、GXということで、北欧は環境対策が進んでいるということもあります。向こうの政府の関係者との意見交換を含めて調査に行っているところがございます。また、こういった話も皆様方にお話をさせていただく機会もあるかなと思ってございます。本日はi-Construction2.0ということで説明をさせていただきます。資料が多いので、少し飛ばしながらになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

めくっていただきまして、最初は目次です。本日、このような形で説明をさせていただきます。

1番目、建設現場を取り巻く背景・課題ということでございますけれども、この辺は協会の皆様方におかれましては重々御承知のことかと思っております。生産年齢人口が減ってきておりまして、2040年度には、対2020年度比で2割減というふうに厚労省の研究所で発表がされているところがございます。また、先ほども申し上げましたけれども、近年、災害が非常に多くなっております。毎年のようにどこかで洪水等の被害が起こっているという形かと思っております。

さらにめくっていただきまして、社会資本の老朽化も随分言われるようになってございます。高度成長期以降に整備されたものが50年以上たってきているというようなものが非常に増えてきております。古くなったからすぐ終わりということではなくて、これをしっかり更新してインフラを支えていかなければいけないというところがあるかと思っております。

そういった背景がある中で、5ページ目になりますけれども、i-Construction2.0を2016年（平成28年）から進めてさせていただいております。2025年までに生産性を2割向上させようという目標を掲げておりまして、当時の総理大臣の設置しております未来投資会議の中で報告をさせていただいているところがございます。3Kというイメージを変えつつ、新3Kを目指していきましょうということで、ICTを使った活用ですとか、あるいは工事の平準化も含めまして、生産性を上げていこうということを言ってきておりました。

めくっていただきまして、今日、お話をするところに関係するところとしましては、i-Constructionの中で、特にICTを活用したICT施工というものについて御紹介をし

ております。3次元データを使って建設機械に3次元データを読み込ませることで、建設機械のオペレーターへの作業支援をしていきたいと思いますということで、ICT建設機械を使った施工を随分進めてきていただいております。

7ページ目に、ICTを活用した工事での効果を工種ごとに挙げておりますけれども、浚渫工については2割弱という形でありますけれども、おおむねの工種で3割くらいの時間の削減が見られるということはアンケート調査で把握しているところでございます。

また、こういった工事の実施につきましては、8ページ目になりますけれども、国土交通省の直轄の工事におきましては、87%、9割弱くらいまで実施をするようなところまで普及してきております。自治体の工事、都道府県、政令市の実施状況におきましては、2割くらいではありますけれども、実施件数というのはしっかりと伸びてきている中でございまして、まだまだ割合としては伸び代があるという中で、一層の普及を図っていききたいと考えているところでございます。

9ページ目には、ICT活用工事を受注して実施していただいた工事業者をクラス別に分けたものになってございますけれども、Aランク、Bランクの業者につきましては、ほとんどの会社が実施されているということで、また、地域企業でありますCランク、Dランクの会社につきましても、かなりの割合で進めていただいております。一層、小さな工事でも進めていけるようにということで、今後は普及を図っていききたいと考えているところでございます。

こういった形でi-Constructionを進めてきたわけでございますけれども、10ページ目になりますが、i-Construction2.0ということで、今年4月に公表させていただきました。先ほど申しましたように、2040年に労働者人口が減ってしまうということがありますので、生産性向上というだけではなく、建設現場のオートメーション化と、製造業の工場に倣ってオートメーション化を進めていきたいというところでございます。i-Construction2.0で、2040年度までに実現する目標ということで、3つ掲げております。省人化ということで、人口が減る中でも持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指すということで、2040年度までに少なくとも省人化3割。労働者人口が2割減りますので、それよりも厳しい、働く人を探して、その職に就いてもらうのなかなか難しいというところもありますが、それ以上に、災害が頻発している、あるいはイ

ンフラが老朽化しているということを踏まえれば、2割では足りないだろうということで、少なくとも省人化3割。裏返すと、生産性を1.5倍というところを目指しております。また、自動で現場ができるようになると安全性が確保できるだろうと、それにより死亡事故を削減したいと。働き方改革ということで、新3Kを目指していきたいということでございます。

11ページ目には、4月16日に国土交通大臣、斉藤大臣から発表していただいた形での資料をつけさせていただいております。背景は、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、3つの柱としまして、施工のオートメーション化とデータ連携のオートメーション化、また、3つ目に施工管理のオートメーション化というふうに3つ挙げてございます。下にある漫画のように絵が描いてありますけれども、施工のオートメーション化というのは、現在、機械にそれぞれ1人1人のオペレーターが乗りながら作業をしている、また、それに必要な関係する作業員もついているという形でありますけれども、将来的には施工の自動化によりまして、1人のオペレーターが複数の建設機械を遠隔から監視、管理をするような形を目指していきたいというところでございます。2040年度までにこれを達成するというよりは、将来的にこれを目指して、2040年度までには省人化ができるようにしようというところでございます。

12ページ目には、2016年から行ってきましたi-Constructionと、今回打ち出しましたi-Construction 2.0との違いをちょっと示させていただいております。上のほうにいろいろ説明が書いてございますけれども、i-Constructionでは、2020年までに生産性2割向上と言ってきたところでございますが、2015年比で見ますと、先ほど言いましたICT施工が随分導入されてきたということで、生産性、作業時間を評価軸にしますと、21%の生産性向上を実現できていたというところになります。「一方で」と書いてありますように、人口減少下で、維持管理や整備をしっかり持続的にしていくために、インフラの分野においてICT等の活用から自動化にしていくというところでございます。下に3つ書いてございますけれども、これまで生産性向上と言っていたのが、省人化という形で分かりやすく、これから人が減る中でもインフラ整備・維持管理を進めていくにはこれが必要ですねということを打ち出していきたいと考えております。

また、i-Constructionにおいては、どちらかというと、産学官が連携して生産性を高

めるというような形でありましたけれども、業界の皆様と一緒にやっていきたいと思いますという形であったのですが、i-Construction 2.0では、人口減少下で国民にサービスを提供していくためには、持続的なインフラ整備・管理が必要ですよねという、より国民に訴える形でアピールをしていきたいというふうに考えております。ICT活用、プレキャスト、平準化というトップランナーがありましたけれども、今回はオートメーション化という形にステージを上げることにしております。

13ページ、また、ここでも目標という形で書いてございますけれども、先ほど申し上げました省人化、安全確保、働き方改革、また、多様な人材の確保ということも含めて、4番目にある新3Kを実現していきたいというところでございます。建設現場で働く1人1人の生産量とか付加価値を向上して、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続けたいというところでございます。

14ページになりますが、i-Construction 2.0目標設定の考え方です。2024年になりましたけれども、2023年時点での生産性が、左にあるような形の中で、生産年齢人口が減ってまいりますので、そのままにしておくと生産性が減ってしまう、そこをオートメーション化により、同等以上の生産性を確保していこうというところでございます。

15ページ目には、インフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）の方向性を示させていただいております。インフラ分野のDXにつきましては、令和2年7月に国土交通省でインフラ分野のDX推進本部を立ち上げまして、令和4年3月にインフラ分野のDXアクションプランを出させていただいております。令和5年8月にはアクションプランの第2版を出させていただいておりますけれども、組織横断的に取り組むということと、分野網羅的に取り組むということで、3つ柱を立てながら進めてきているところでございます。この中の「インフラの使い方」の変革というところが、今回、i-Construction 2.0で大きく言うところかなと思います。

16ページ目には、i-Constructionとインフラ分野のDX、並びに17ページ目には、i-Constructionとインフラ分野のDXという関係を示させてもらっています。DXのほうがi-Constructionというものよりもちょっと幅広く、インフラの整備・管理だけではなく、利用やサービスの向上でありますとか、あるいは関係者も関係業界だけではなく

くて、ソフトウェア産業、あるいは占有事業者のようなインフラをスペースとして使っている人たちも含めてやっていきたいと思いますという形だったわけですが、さらに i-Construction 2.0 や i-Construction よりも広い範囲で、ソフトウェア、通信業界、サービス業界を元から含む形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次、18 ページ目でございますが、建設現場のオートメーション化に向けたトップランナー施策として、i-Construction 2.0 は、施工のオートメーション化とデータ連携のオートメーション化と施工管理のオートメーション化という3本柱を立てているところでございます。施工のオートメーション化につきましては、遠隔施工や自動施工、AI を活用して自動化していくことを考えております。データ連携のオートメーション化につきましては、括弧書きで書いてありますように、デジタル化とペーパーレス化を徹底的に進めていこうというところでございます。施工管理のオートメーション化につきましては、割と幅広い形になるかなと思っておりますけれども、リモート化とオフサイト化というものを中に入れていくところでございます。

それぞれについて1枚ずつで説明させていただきますと、19 ページが施工のオートメーション化でございます。建設現場をデジタル化、見える化して、建設現場の作業効率の向上を目指すとともに、現場から取れたデータを機械にフィードバックするなど、双方向のリアルタイムデータを活用して、施工の自動化に向けた取組を推進することとしております。2040年までにおよそ15年くらいありますので、短期、中期、長期という形で考えておりますけれども、まずは短期的には現場から取得するデータをリアルタイムに活用して施工に生かしていこうということを目指しておりますし、中期的には大規模土工等の一定の工種・条件下で自動施工を標準化していきたい。長期的には大規模現場で自動施工・最適施工を実現していきたいというところでございます。ロードマップにも細かく書いてございますけれども、中には自動施工のほかにも遠隔施工や施工データの活用を少し分けながら施策を進めていきたいと考えております。

20枚目が、2番目の柱のデータ連携のオートメーション化（デジタル化・ペーパーレス化）でございます。3次元データの活用などBIM/CIMによってデジタルデータの最大限の活用を図るとともに、現場データの活用による書類削減、ペーパーレス化、施工

管理の高度化、検査の効率化を進めるというふうな考えでございます。ロードマップのところにありますように、3次元データの標準化や共有基盤を整備することや、デジタルツインを使っていくこと、また、そのためのデジタル共有基盤の整備とデータ活用ツールの開発・実装を進めていくことを考えているところでございます。

21ページ目になりますが、3番目の柱の施工管理のオートメーション化（リモート化・オフサイト化）でございます。オートメーション化を進めてもなお、建設現場に人の介在は不可欠でありますので、そういった中での働き方改革の推進が必須でございます。そのためにはプレキャスト部材の活用や施工管理、監督・検査等をリモート化することで、現場作業を省力化して、建設現場のリモート化・オフサイト化を推進していきたいということでございます。ロードマップの中には、リモート施工管理、あるいは監督・検査についてと、それを支えるための高速ネットワークの整備ですとか、あるいはオフサイト化の流れになりますプレキャストの活用促進を考えております。

22ページ目からは、特に今年度、3本柱に関係したところの取組を紹介させていただいております。

23ページは、施工のオートメーション化の中で、自動施工に向けた環境整備ということで、自動施工、まだまだ実現は、これから先ではありますけれども、現在、技術開発をされている中で、自動施工になると人がいなくなるのに、これまでと同じような安全基準、労働安全法に基づく安全基準が本当に必要なのかということも厚生労働省も含めまして議論をしているところでございます。人がいない中での安全ルールを見直して、新しい技術が現場に入れられるような世界を目指しているところでございます。

24ページ目は、技術開発の促進ということで、土木研究所で進めておりますオープンな自律施工技術基盤、OPERAという名前をつけておりますけれども、こういったものを使って、ゼネコンや大手の建設機械メーカー以外の研究機関やアプリベンダ、あるいはセンサメーカーも自動施工に必要なツールだとかソフトウェアを開発してもらえよう、現場をなかなか持たないような人たちにも技術開発をしてもらい、あるいは使ってもらいよう世界を実現してもらいするための基盤を、ハードウェアとシミュレーター等を組み合わせた形での基盤づくりをしているところでございます。

25ページ目は、遠隔施工技術の普及促進でございます。遠隔施工につきましては、こ

れまでも災害対応で、のり面が崩れてきそうで、なかなか人が乗った建設機械を現場に入れられないようなところで、オペレーターが搭乗しない機械で緊急的な作業を行うというような形で使われていたところがございますけれども、現在、いろいろな形で遠隔施工の設備が整ってきている、メーカーが販売し始めてきているということを踏まえまして、直轄現場から始めまして、通常工事で遠隔施工技術を使っていこうということでございます。これによりまして、離れたところで工事をするだとか、あるいは1人の人が複数の現場で作業するというのも可能になるのではないかとこのところでございます。

26ページ目は、ICT施工につきまして、Stage IIに上げていきたいと思います、ICT施工、作業の効率化から現場全体の効率化へということで、データ分析で全体を効率化する形の流れにしていきたいということで、イメージ図でございますけれども、27ページにありますように、施工現場にある建設機械からのデータを使って現場を見える化しようという。これまでのICT施工は3次元データを建設機械に搭載することで、オペレーターの支援をしていたわけですが、より積極的に現場で動く機械からのデータを使って、今度はオフィス側にそれを反映させて、より高度な施工管理ができるようにしていきたいというところでございます。

28ページ目は、ICT施工Stage IIのような形で取り組んでいただいている事例を紹介しているものです。ダンプトラックの稼働状況をリアルタイムで見て土量配分のマネジメントに活用したり、あるいはAIカメラを使って資機材の予実管理、あるいはダンプの入退管理をしているところがございます。

29ページ目には、ICT施工Stage IIの試行工事を今年度から始めるということで、まず第1弾として12工事で行いますという発表を先日、7月31日に公表させていただいたところがございます。まだまだ今年度中に取組ができるところについては引き続き追加をして試行工事を進めていきたいと考えております。

30ページ目は、ICT施工のStage IIに関係するところがございますけれども、現場で集められるデータを集約し、活用するための基盤整備をしていきたいというところがございます。これは現場、工事が終わってしまうまでだけではなくて、その後の自動施工にも使えるような形でデータ利用ができないかということを考えての基盤整備を考えております。

31 ページ目は、海上工事におけるICTやBIM/CIMの取組の御紹介でございます。

32 ページ目は、ICT施工、直轄では9割まで来たところでございますので、これまで施工者希望型という形での実施もしておりましたけれども、令和7年度からは原則的に発注者指定型にしまして、全て発注者指定型の原則化に向けていきたいというところで、取組、検討を始めているところでございます。

33 ページからは、2番目の柱のデータ連携のオートメーション化でございますけれども、これはまさにBIM/CIMの話でございます。2023年からBIM/CIMの原則適用を始めているところでございます。まだまだ3次元モデルをつくるといっても、2次元設計を行った後に実施している場合が多いので、3次元モデルを標準化するという形の試行業務を始めたところでございます。

34 ページ目は、後工程にBIM/CIMを含めた3次元データを使っていくということでの検討をしているところでございます。活用例を3つくらい示しているところでございます。

35 ページも、データ連携のオートメーション化でございますが、デジタルツインということで、BIM/CIMによりまして、時間軸も含めた4Dのモデルがつくれますので、その中でシミュレーションを使っていく。それで手戻りの防止や安全性の向上に生かしていきたいというところでございます。また、こういったデータを連携するために、国土交通データプラットフォームを進めて、データが広く使えるようなプラットフォームを整備しているところでございます。

36 ページも、データ連携のオートメーション化でございますけれども、施工データの活用という形になってございますが、工事が終わった後の電子成果品をより有効に活用していこうという形でございます。工事で何らかの問題が後で発生したとき、維持管理段階で問題が発生したときに、同じ材料を使っていたところはどこかというような形の検索を電子成果品からできるような形で、電子納品の保管管理システムの改良を進めているところでございます。

37 ページは、データ活用による書類の削減、まさにペーパーレスということで、工事中の、今、受発注者のやり取りをASPを使ってやっているところでございますけれども

も、さらにASPの機能拡充という形で、よりペーパーレスに進められるような形での業務の検討を行っているところでございます。

38ページからは、施工管理のオートメーション化になります。監督検査のデジタル化・リモート化ということで、遠隔現場につきましては、既に2022年から適用しているところでございますけれども、さらに2024年からは工事検査におきましてもリモートでできるという形での実施を始めているところでございます。

39ページは、デジタルデータを活用して、例えば配筋検査につきましても、デジタルカメラで撮影した画像解析により検査ができるようにしていくというシステムを使っていくということでございます。

40ページ目には、こういったデジタル化が進む中で、大容量のデータを利用するために、直轄の光回線を100Gbpsのネットワークを全国的に整備しているということになります。

また、41ページ目は、これも施工管理ということを入れてはいますが、ロボットによるリモート検査ということで、山の上ですとか、あるいは離島にあります通信設備にちょっとした不具合が生じただけでも遠くまで行かなくてはならないということだったので、これは現地にリモートで操作できるロボットを置くことで、簡単なスイッチを押し直すということができるようなことをやっていきたいというところでございます。

これにつきましては、42ページ目に、リモートメンテナンス現場実証ということで、実証に参加していただける方を募集して、現場実証をしていくということ、これは先月末、記者発表させていただいているところでございます。

最後になりますけれども、プレキャストの活用促進ということで、これまで小型構造物、中型構造物につきましては、いろいろと進めてきたところでございますけれども、大型構造物につきましてもプレキャストが進められるように検討していくと、コストに対してだけではなくて、価格以外の価値、バリューという形で評価していくことを考えていきたいというところでございます。

最終ページは、建設現場のオートメーション化という、i-Constructionの資料版を国土交通省のホームページ等で公表しておりますので、ぜひ御覧いただきたいところでござ

いますけれども、青色で書いてありますように、こういった取組を進めるためには新技術を積極的に取り入れていく必要があります。これまで新技術というと、なかなかコストということで入らなかったものがありますけれども、過度に経済性に偏重することなく、必要な技術を活用できる環境整備、先ほどバリューという話も言いましたけれども、そういったところに目を向けて、より省人化が進むような形での技術導入、技術実装をしていきたいと考えておりますので、皆様におかれましては、引き続き御協力、御支援をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○千葉委員長 森川室長、どうもありがとうございました。

せっかくの機会でございますので、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等あればお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、この議事はこれで終わらせていただきます。

なお、森川室長におかれましては御公務のため、こちらで御退席となります。本日は御多忙のところどうもありがとうございました。(拍手)

それでは、引き続き、議事を進行させていただきます。

次は、議事（3）土木、環境、建設ICT、建設工事事例選考の各専門委員会委員の選任について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○森島事業第二課長 事業部の森島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料第3を御覧ください。この資料は各専門委員会の名簿となっております。1枚目が土木、2枚目が環境、3枚目が建設ICT、4枚目が建設工事事例選考委員会の名簿となっております。

専門委員会について簡単に説明いたします。本委員会の主な調査研究項目は、建設工事の積算や契約約款に関すること、生産性、技術の向上や建設副産物対策に関することなど多岐にわたっており、従前から調査研究項目に関連した土木、建築、環境、建設ICT、建設工事事例選考の5つの専門委員会を設置しておりますが、今年度の常置委員会の委員改選とともに、改選期を迎えまして、委員候補の人選につきましては、各分野において知見をお持ちの方を各建設業協会より御推薦いただきました。本来なら当委員会で御審議いただくところでございますが、建築を除く各専門委員会につきましては、専門委員会委員

として至急対応する必要があったため、7月18日と25日に書面によって皆様に御審議をいただき、了承いただいておりますので、本日、御報告させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

- 千葉委員長 ただいまの各専門委員会委員の選任について、御意見、御質問がございましたら、挙手の上、発言をお願いしたいと思います。よろしいでございますか。

(「異議なし」の声あり)

- 千葉委員長 それでは、これでこの議事は終了させていただきたいと思います。

それでは、引き続き、議事を進行させていただきます。

議事(4)環境専門委員会委員の補欠選任及び建築専門委員会委員の選任について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

- 森島事業第二課長 それでは、資料第4を御覧ください。先ほど報告させていただきました環境専門委員会委員につきましては、既に御了承いただいておりますが、現在就任いただいております西松建設株式会社の前田委員より、御了承いただいたすぐ後に、社内の人事異動に伴う辞任の申出がありました。そのため、後任の委員を、東京建設業協会より御推薦をいただき、西松建設株式会社、本社地球環境部部長、豊村勝様を委員として選任いたしました。存じます。

また、次のページにつきましては、建築専門委員会委員の名簿(案)でございます。こちらの専門委員の御承認も併せて御審議をお願いしたいと思います。

なお、この案で御了承いただけましたら、令和8年6月30日までを任期として、環境、建築の各専門委員会委員に御就任いただき、運営してまいりたいと考えております。何とぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

- 千葉委員長 ただいまの各専門委員会委員の選任について、御意見、御質問がございましたら、挙手の上、発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

- 千葉委員長 それでは、この委員選任(案)のとおり委員を選任することによろしいでございますか。

(「異議なし」の声あり)

○千葉委員長 それでは、御異議がないようでございますので、専門委員会の委員については名簿のとおり承認することといたします。

それでは、議事（５）令和６年度事業計画に基づく取組について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○森島事業第二課長 続きまして、令和６年度事業計画に基づく取組について御報告させていただきます。

資料第５を御覧ください。この資料第５をベースとして、資料第５－１から５－１２までを参考資料としてこれから説明してまいります。

資料第５の上段は、全建の事業計画から当委員会が担当している部分を抜粋したものであり、それに基づいた行動が下段の取組状況の報告となります。

それではまず、（１）公共工事の適切な入札・契約への対応について説明いたします。

下段の（１）、１つ目のポツ、国土交通省が令和５年度に実施した、公共工事入札契約適正化法に基づく「入契調査」と公共工物品質確保促進法の発注事務の運用に関する指針に基づく「業務に関する運用指針調査」の結果等をまとめまして、地方公共団体毎の入札契約適正化の取組状況「見える化」したポータルサイトにつきまして、各都道府県協会に情報提供いたしました。

資料第５－１を御覧ください。これは５月２７日付で各協会に発出した文書でございます。一番下のURLをクリックして進むと、各都道府県及びそれぞれの各市町村の入札契約制度の状況について、入契カルテというものでまとめたものを閲覧できます。

幾つかサンプルを添付しましたので、次のページを御覧ください。これは東京都の入契カルテです。右上のレーダーチャートを御覧ください。適正な予定価格の設定と、その他技術労働者の処遇改善の数値がかなり低くなっております。下の表の右側のオレンジ色の部分が適正な予定価格の設定に関する部分で、法定福利費の内訳明示が未実施ということになっております。もう一つ、予定価格の公表時期が事後公表と事前公表を併用ということになっております。この２点が低い要因ということになっております。

続けて、その下の緑色の部分、ここがその他技能労働者の処遇改善に関する部分です。建設キャリアアップシステムの利用推進策が未実施ということになっており、また、社会保険等未加入業者の排除について、下請からの排除が基準を満たしていないということ

で、この項目の数値が低くなっているということです。

次のページを御覧ください。これは大阪府の入契カルテになっております。先ほどの東京都よりはバランスがいいですけれども、適正な工期の設定やダンピング対策が少し低くなっております。このように、市町村を含めた発注者ごとに、どの発注者のどの部分が改善が遅れているかというのが容易に判別できますので、改善要望のときにお役立ていただければと存じます。

また、4ページ以降には、当委員会の委員の皆様の都道府県の入契カルテを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、資料5に戻っていただきまして、(1)の2番目のポツから2、3、4番目のポツまで御説明させていただきます。これらは全て発注関係事務の運用に関する指針の改正についてでございます。

まず、9月2日に、発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会がありました。続いて、9月5日に、公共工事品質確保に関する議員連盟総会と続きまして、その翌日、9月6日に、国土交通省より、先ほどの発注者責任懇と品確議連総会で審議された運用指針に対する意見照会が実施されました。

次に、資料第5-2を御覧ください。国土交通省からの意見照会時の資料でございます。

まず、5ページを御覧ください。品確法の改正の概要の資料となっております、これまでの改正経緯や改正の概要が示されております。

次に、7ページの上段、こちらが運用指針策定のスケジュールとなっております、品確法改正の主旨説明会の開催が8月11日を皮切りに全国各ブロックで順次開催された第3次担い手3法の説明会になります。また、右側の地方公共団体・建設業団体への意見照会が9月6日付で通知されている国土交通省からの各建設業団体への意見提出の依頼となっております。なお、最終的に運用指針については、令和7年度の発注に間に合うよう、12月から1月をめどに策定されるスケジュールとなっております。

7ページ下段から、運用指針の改正骨子案の概要となっております。

8ページ以降、運用指針のどの章に品確法のどの条文を反映させるかを示しております。

そして、11ページからが運用指針の骨子となっております、赤字で記載している部分が令和6年の法改正を踏まえた改定箇所となっております。時間の関係もありますので、詳細は後ほど御確認いただきたいのですが、基本的に法令の条文をなぞった記載が多く、法令に沿った内容となつてはいますけれども、具体的に何をどうするのがちょっと分からない記載となっております。

少し飛びまして、31ページ以降に、発注者責任懇の議事次第、品確議連総会の議事次第、あと、新聞記事を載せておりますので、後ほど御確認ください。

資料第5に戻っていただいて、下のほう、(2)建設資材価格の高騰への対応について説明いたします。

一番上のポツ、発注関係事務の運用に関する指針の運用状況等に関するアンケートを実施しました。

資料第5-3を御覧ください。当委員会に関係する部分の抜粋ですが、実はまだ細部調整中でありまして、9月中に記者発表する予定としておりますので、取扱注意でお願いいたします。

当アンケートについては、7月に実施しまして、2,202社から回答をいただきました。スライド条項関連項目を紹介いたします。

4ページを御覧ください。スライド条項の申請については、全体で「申請し、適用された」が24.9%でしたが、発注者別では、国土交通省で48.7%、都道府県・政令市で33.7%となりました。民間発注者では、「申請しなかった」が71.2%になり、「申請し、適用された」は8.3%にとどまっています。

1枚めくっていただいて、6ページを御覧ください。スライド条項適用申請での問題点は、公共工事では「提出を求められる書類が多い」が22.7%、「1%の事業者負担」が18.0%と多く、民間工事では「特に課題と感ずることはない」が35.4%、「交渉には応じるが、増額には応じてくれない」が20.6%となっております。

それでは、資料5に戻っていただき、一番下のポツ、地方公共団体における議決契約での首長が専決できる範囲の確認について、を8月19日に各都道府県協会へ発出しました。現在、回答集計中ですので、後日改めて情報提供をさせていただきます。

ちょっとここで、先ほど説明した資料第5-1で、宮城県の入契カルテが抜けておりま

した。先ほど追加でお配りしたのでよろしくお願いたします。大変失礼いたしました。

それでは、資料第5の2ページ、(1)生産性向上に向けた取組について説明いたします。

一番目のポツ、令和6年度生産性向上の取組に関するアンケートを実施し、結果を各都道府県協会や国土交通省へ情報提供いたしました。

資料第5-4を御覧ください。アンケート結果の概要について報告します。

当アンケートは、会員企業の生産性向上への取組状況や課題の把握を目的として、1,496社から回答をいただきました。例年、発注関係事務の運用に関する指針の運用状況等に関するアンケートの一部として実施していましたが、今般、生産性向上の重要度が増していることから、分離、独立したアンケートとして実施したものでございます。

3ページを御覧ください。ページの一番下の真ん中のページ番号でお願いします。

Q1 生産性向上のために取り組んだことは、「施工管理アプリの活用」、「電子黒板の活用」、「ICT施工」が5割を超えて、総じて令和5年度より取組が進んでいる結果となりました。

続いて、下の段のQ3 ICT活用工事の受注状況は、「施工者希望型を受注」が684社となりまして、「発注者指定型」の477社を上回りました。また、「通常発注工事」にもICT活用している企業が189社と、受注者側の積極性がうかがえる結果となりました。

少し飛んで7ページを御覧ください。ICT施工への課題として、次のような意見が寄せられております。「発注者側（特に県・市町村）のICTに対する認識が低すぎる」、「国も含む発注者側がICT施工に消極的。発注者側の担当者レベルではICT施工で経費が増えることを嫌がるケースが散見され、DX化が進まない」、「当社が受注する比較的小規模の工事ではICTが歩掛の向上や労働時間短縮にはつながっていない。測量や準備の手間が増え、技術者には高い能力が要求される」、「ICT建機やソフトを導入する資金が負担となり躊躇する」、「費用が適切でなければICT施工の普及拡大は実現できない。工事成績の評価はICT施工の普及拡大につながる」、「ICTはある意味企業努力でもあり、工事の安全性・精密性などアップにもつながる事なので、入札時の主観点、総合評価などに大きく反映させるべき」という意見が寄せられております。

次に、8ページを御覧ください。Q12 BIM/CIM活用工事の受注実績は、「発注者指定型工事を受注」が7.0%、「受注者希望型工事を受注」が11.3%と、これら2つ合わせても2割弱にとどまっており、BIM/CIM活用工事の発注が進んでいない結果となりました。

次に、10ページを御覧ください。BIM/CIM活用でよかった点として、「発注者との協議や地元説明における合意形成の役に立つ、構造物の鉄筋干渉の確認等に有効である」等の一定の効果はありましたが、次のような解決すべき課題が寄せられております。

「ハードウェア及びソフトウェアのコストが高額。」「施工で使う場合に協力業者が対応しきれず、結局2次元での管理が多かった。」「3次元データ作成を外注としたため、時間とコストがかかった。」「自社でオペレーションするためには人材育成もしくは確保が必要である。」「施工する側とすれば、発注段階での3次元の図面があると、すぐにでも対応することができるので、発注段階での3次元化を望む」という意見がございました。

次に、11ページの下段を御覧ください。Q22 現場支援として取り組んだことは、「社内書類の削減・簡素化等」が41.2%、「受発注者間のASP方式による現場情報共有」が38.8%、「バックオフィスの構築」が27.7%、「遠隔臨場による監督・検査」が26.4%など、各社において現場支援への取組が図られている結果となりました。

1枚めくってもらって、12ページを御覧ください。生産性全般に対する意見として、次のような意見が寄せられております。「生産性向上のために新しい技術を取得し、現場で活用するまでの期間が長時間かかってしまう。」「建設ディレクターの導入は良いが、人材の確保、教育に時間がかかり過ぎる。」「書類の簡素化により提出しなくてもよくなった書類を監督員に指示され、提出させられる。」「発注者が業務を抱え過ぎており、体調不良で休んだりする方が多く見られるので、発注者の体制も見直しをお願いしたい。協議における発注者の回答が遅い」という意見が寄せられております。

次の13ページ以降は、このアンケートに関する新聞記事等を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

それでは、資料第5の2ページに戻っていただき、2番目のポツ、生産性向上の取組に関するアンケートの結果を踏まえ、国土交通省より、ICT施工やBIM/CIM活用が

進まない課題等を整理して、早々に改善できるものがあればぜひ改善したいというようなお話がありました。当会土木専門委員会と建設ICT専門委員会の委員及び委員が所属する都道府県協会へ意見照会を実施いたしました。現在集計中でありまして、取りまとめの上、国土交通省へ情報提供する予定でございます。

次に、3番目のポツ、BIM/CIM基準・要領改訂に伴うPT（プロジェクトチーム）に当会土木専門委員会委員と建設ICT専門委員会委員が出席しました。第1回が5月30日、第2回が7月3日、第3回が8月28日に開催されまして、施工側としての意見を述べるとともに、それぞれに意見照会がございまして、それにも対応いただきました。内容については、細かな要領の改訂に関わるもので、現状、お示しできるような資料はございませんけれども、引き続き、情報収集に努めてまいります。

次に、4番目のポツ、第9回建設施工における現場作業支援のDXに関するワーキングが7月1日に開催され、当会建設ICT専門委員会委員が出席しました。

資料第5-5を御覧ください。お時間の関係で、ここからはスピードを上げてまいります。7ページの下段を御覧ください。今年度は、中腰姿勢や単純反復的な人力作業が比較的多い河川や道路の維持管理工事でパワーアシストスーツの現場試験を行い、来年度には、利用促進への課題、整理等の取りまとめを行う予定です。引き続き、情報収集して、随時情報提供する予定でございます。

13ページを御覧ください。能登半島地震の復旧支援で、メーカー等によるパワーアシストスーツの無償貸出や提供がございました。右下の効果欄のところにも書かれていますのでけれども、作業がすごく楽になったというような声上がる一方で、やはりちょっと動きにくいという意見もあったようでございます。

それでは、資料第5の2ページに戻っていただいて、5番目のポツ、第18回建築BIM環境整備部会が7月18日に開催されました。全建事務局で傍聴いたしました。

資料第5-6を御覧ください。当部会は、国土交通省が設置する建築BIM推進会議の下部組織で、表にあるとおり、5つの部会の中の1つでございます。令和8年春から開始予定のBIMを活用した建築確認申請に係る申請、審査の実質ツールの検討状況などの情報収集を行いました。この次のページ以降に当日の配付資料の抜粋を添付しましたので、後ほど御確認ください。

資料第5の2ページに戻っていただいて、6番目のポツでございます。先ほどの環境整備部会後の8月9日に、国土交通省より、当部会で説明のあった「建築確認におけるB I M図面審査ガイドライン」及び「入出力基準設計者チェックリスト」の素案についての意見照会、また、「B I M図面審査の認知度や利用意向等に関するアンケート」についての協力依頼がありまして、各都道府県協会に展開いたしました。アンケートについては、本日が期限となっております、また取りまとめの上で情報提供させていただきます。

次に、下から3番目のポツです。第12回B I M／C I M推進委員会が7月26日に開催されまして、全建事務局が傍聴し、資料及び議事要旨について、各都道府県協会へ情報提供いたしました。

資料第5－7を御覧ください。こちら時間関係で詳細説明は割愛させていただきますけれども、B I M／C I Mの進め方の方向性や、3次元モデルと2次元図面の連動等において説明があり、高度利用の進め方や、B I M／C I Mを幅広く取り組んでもらうに当たって検討すべき内容について、活発な意見交換が行われました。29ページ以降に議事要旨を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

それでは、資料第5の2ページに戻っていただいて、下から2番目のポツ、令和6年度第1回公共測量に関する課題の調査検討委員会が8月5日に開催され、当会建設I C T専門委員会委員が出席しました。公共測量に関する内容がほとんどなのですが、当会専門委員より、施工側としての意見を述べさせていただきました。なお、当委員会については、主催者の意向で、資料等の外部展開ができないため、口頭での報告とさせていただきます。

次に、一番下のポツ、「建設I Tガイド2024」を8月29日に各都道府県協会へ提供しました。

資料第5－8を御覧ください。当書籍は、一般財団法人経済調査会が発刊したもので、国土交通省のB I M／C I Mの取組や自治体における建設D X、中小企業による次世代のI C T施工に向けた展望と取組等、建設D XやB I M／C I Mの最新情報についてまとめられておりますので、御参照いただければ幸いです。

続きまして、資料第5に戻っていただいて、3ページを御覧ください。(2)建設技術者の技術力向上に向けた取組について説明いたします。

令和6年度全建技術研究発表会事例募集としまして、各都道府県協会会員企業より、建設工事の施工上の工夫、改善事例、新技術の開発・活用事例を募集しました。

資料第5－9を御覧ください。応募いただいた事例のうち、優良事例は本会の会員専用ホームページに掲載させていただく予定で、特に優れた優秀事例については、令和6年11月22日の技術研究発表会で発表させていただきます。昨年同様に、高度技術部門と創意工夫部門、この2部門で最優秀賞を選定いたします。

3ページを御覧ください。応募総数は昨年度から26件減少して、92件の応募をいただきました。ありがとうございました。この一覧表から見ても明らかなのですが、若干、西日本地区からの応募がちょっと少なめな感じですので、ぜひ来年度は御応募をお願い申し上げます。

では、資料第5の3ページに戻っていただきまして、2番目のポツ、国土交通省より、同省の建設現場実装プロジェクトに応募いただいた高専2校の開発技術についての意見や技術指導等の支援依頼がありました。

資料第5－10を御覧ください。5月16日付で、一関工業高等専門学校と東京工業高等専門学校の地元である岩手県建設業協会と東京建設業協会に対して協力企業の募集依頼を実施しました。岩手県建設業協会の株式会社平野組様と東京建設業協会の西松建設株式会社様から御応募がありました。3ページ以降に資料を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

資料第5の3ページに戻っていただいて、(3)技術者専任制度の改正への対応について説明いたします。

6月に建設業法が改正され、現場管理の効率化を目的として、ICT活用などを要件に監理技術者の設置義務の緩和や営業所監理技術者の専任現場の兼務等の合理化が図られました。

資料第5－11の2ページを御覧ください。上の段では、遠隔施工管理等の活用による兼任制度が新設されました。現行の原則専任部分が緩和されることとなります。

続いて、下の段、右端に記載の一定の条件を満たせば、現状不可とされている営業所の監理技術者の専任現場との兼務が可能となります。

3ページ以降に、改正建設業法の新旧対照表を添付しておりますが、6ページ、第26

条3項のロの部分、それと7ページ、第26条の5の3、そこに記載されているのですが、どちらも「国土交通省令で定める要件に適合するものであること」と規定されております。今後、「適正施工確保のための技術者制度検討会」の審議状況を注視しまして、監理技術者制度運用マニュアルの改正時には随時各都道府県協会様のほうに情報提供をする予定でございます。

では、資料第5の3ページに戻っていただいて、一番下のポツです。令和6年度第1回発注者責任懇の維持管理部会が8月22日に開催されまして、当会総合企画専門委員会委員が出席いたしました。

資料第5-12を御覧ください。これは発注者責任懇の維持管理部会の資料の抜粋でございます。

6ページの下段を御覧ください。維持管理工事の複数年契約に係る積算の改善や、監理技術者の適切な休息の確保等の課題について、必要な検討を進める方向で取り組んでおりますので、参考までにお知らせいたします。

それでは、資料第5に戻っていただいて、4ページを御覧ください。こちらはアンケート調査の実施に関するところでございます。これは先ほど説明しました資料第5-4と重複するので、説明は割愛いたします。

事務局からの報告は以上でございます。

○千葉委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これでこの議事は終了させていただきたいと思います。

それでは、最後の議事(6)その他でございますけれども、第1回労務費の基準に関するワーキンググループについて、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○近藤技術顧問 資料第6を御覧ください。建設業法が6月に改正され、中央建設業審議会が、労務費に関する基準を作成、勧告する規定が9月から施行されたのを受け、労務費の基準に関する検討が始まっています。中央建設業審議会の下に労務費の基準に関するワーキンググループが設置され、9月10日に第1回のワーキンググループが開催されました。全建からは、2ページ目の委員名簿のとおり、基本問題小委員会に引き続き、岡山県建設業協会の荒木会長に委員として参画をしていただいております。

6 ページからの資料 4-1 に、今後議論が必要な主要な論点が記載されています。

7 ページ下側の労務費の基準に関する基本方針、8 ページ上側の労務費の基準の実効性確保、下側の労務費の基準の作成が主な 3 つの論点として整理されております。今回はこのうち労務費の基準に関する基本方針について審議が行われております。

9 ページの資料 4-2 を御覧ください。この基本方針は、個別の論点で利害が対立した際に基本に立ち返って議論できるよう、労務費の基準の目的、活用・運用、作成の 3 点の検討の方向性を定め、これに立脚しながら今後議論する実効性確保、作成の議論を進めていくこととなります。

まず、目的については、9 ページの下側の右側に記載されているとおり、適正な水準の労務費が公共、民間工事にかかわらず、技能者まで行き渡ること、契約当事者間での価格交渉の際に参照でき、相場観として機能すること、行政が指導監督する際に参考指標となることが検討の方向性として示されております。

次に、10 ページ上側の活用・運用については、右側に記載されているとおり、活用方法が分かりやすいこと、労務費の基準に基づく契約が書面で行われることを業界慣行としていくこと、コミットメントや賃金行き渡り状況の調査等の手段で行き渡りを担保すること、10 ページ下側に行きまして、取組の実施状況の調査や指導監督や勧告公表を効果的に用いることによるルールの定着を図ること、11 ページ上側に行きまして、公共工事設計労務単価を基礎として算出された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡る水準で設定されることが検討の方向性として示されております。

次に、作成については、11 ページ下側に記載されているとおり、中小事業者や一人親方の使いやすい仕様で作成すること、技能者の職種ごとに単位施工量当たりで設定すること、細分化は最小限にすること、生産性向上による競争の余地を残すこと、12 ページに行きまして、アジャイル型、これは反復して検討するということなのですけれども、この考え方で検討・実装を進めることが、検討の方向性として示されております。

ちょっと飛んでいただきまして、18 ページの資料 6、こちらに、今後のスケジュールが示されておりますけれども、令和 7 年 12 月から、著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼の禁止等の新たな規制が施行になるということで、その前に、目安となる労務費の基準を勧告する必要があるということで、今後、二、三か月に 1 回の頻度でワーキン

グループを開催し、検討を進め、令和7年11月には、中央建設業審議会から、労務費の基準を勧告するスケジュールで進めていくということのようです。

荒木会長が発言した内容を19ページからつけております。簡単に御紹介すると、まず1段目の、技能者に支払われた賃金を確認する制度の具体化に関する意見、2段目の、予定価額に予備的な部分が全くないにもかかわらず、上限拘束性のため約10%程度割引することになっているため、土木学会で議論されている標準歩がかりで積算した上で、7から10%程度を加えて予定価額を作成し、それを基準に入札をして、予定価額とほぼ同額で落札できるような仕組みの検討も標準労務費の検討と並行して検討が必要といった御発言をされております。

また、20ページに行きまして、3段目の、行き渡りの改善が急がれるため、建設Gメンの早期運用、6段落目の、積算の簡素化のため、施工パッケージ型積算を進めていることと、労務費の行き渡りのため、材工分離見積りを求める方向性の違い、こういったことについても御発言をされております。

なお、ワーキンググループの結果としては、各委員から様々な意見が出ておりましたけれども、この基本方針については大筋で合意をされ、座長の政策研究大学院大学の小澤教授のまとめの中では、労務費の基準に関する検討と並行して入札制度等の関係する制度も検討していく必要があるといった、荒木会長の発言を踏まえた発言をされておりました。

21ページからが新聞記事となっております。

以上で労務費の基準についての報告を終わります。

○千葉委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、この議事はこれで終わらせていただきます。よろしいでございますか。

それでは、本日本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しさせていただきます。お願いします。

○田崎事業部長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして令和6年度第1回建設生産システム委員会を終了いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。

午後 1 時 4 2 分閉会